

スタッフ各位

株式会社アクトエンジニアリング
管 理 部

長時間勤務に対する産業医の面接指導について

いつも弊社よりご就労を賜り、誠にありがとうございます。

さて標記の件、平成 18 年 4 月施行の安全衛生法の指針に従い、「社内面接指導制度」を実施致しております。対象者・内容・方法は次のとおりです。

残業時間が月間 100 時間を超えると自動的に書類を送付させて戴いておりますので、連続して通知を受けるなどのお手数をお掛けいたしますが、各位にはご了承願います。

対 象 スタッフ	時間外・休日労働時間が月 100 時間を超え、 または 2 ～ 6 月平均で月 80 時間を超えた方。
-------------	--

※「時間外・休日労働時間とは」休憩時間を除き、1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合における、その超えた時間のことです。2～6 月平均で月 80 時間を超える時間外・休日労働時間とは、過去 2 ヶ月間、3 ヶ月間、4 ヶ月間、5 ヶ月間、6 ヶ月間のいずれか平均の時間外、休日労働時間が 80 時間を超えるという意味です。

順序	会社・産業医	対象スタッフ	内 容
①	会社から対象 スタッフ宛 チェックシートの送付		◇100 時間超の場合は毎月、 ◇2～6 月平均で 80 時間超は毎月又は隔月に チェックシート(返信用封筒含む)を送付
②		◇チェックシートの 記入 ◇面接指導 (要・不要)申 出書記入	◇チェックシート (独身の方□労働者の疲労蓄積度自己診断チ ェックリスト) (妻帯の方□労働者の疲労蓄積度自己診断チ ェックリスト□家族による労働者の疲労蓄積度チ ェックリスト)を記入の上、必ず返送 ◇産業医による面接指導(要・不要)申出書記 入の上、必ず返送

↓ ↓ 面接指導を希望し(要)申出記入者のみ③に進む

③	[会社から] 面接指導(要)申出 者に連絡		◇産業医による面接指導の日時・場所の連絡
④	[会社・産業医か ら]面接指導(要) 申出者に連絡	産業医に面接 指導を受ける	◇勤務状況・疲労の蓄積状況等の把握 ◇メンタルヘルス面でのチェック ◇把握結果に基づく必要な指導
⑤	社内検討		◇作業環境の変更 ◇労働時間の短縮、深夜業の回数の減少 ◇会社衛生委員会等への報告

以 上